

シニアパートナー会員規約

この規約は、株式会社中部コミュニケーション（以下「乙」という）が行なうCCモバイルサービスクラブ会員制度に対する契約（以下「本契約」という）を規定する規約（以下「本規約」という）であり、シニアパートナー会員となることを希望する者（以下「甲」という）は、本規約に同意することを条件とする。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対して以下の会員（以下総称して「顧客等」という）の紹介を行う。

会員種別	内容
パートナー	甲によって紹介された会員。 顧客を紹介することができる顧客
顧客	甲またはパートナーによって紹介がされたCCモバイルの一般ユーザー顧客（会員等の紹介は行わない）

※甲及び会員等は全て、別途定める「CCモバイル契約約款」に従い、CCモバイルの契約（以下「原契約」という）を行い、現に利用している者が前提条件であり、本契約書のほか、「CCモバイル契約約款」が適用される。原契約において契約書の地位を失った場合本契約も終了する。

第2条（顧客等登録手続き）

甲の紹介した者（会員等登録を希望する者）が、乙規定の方法にて申込みを行い、乙の受理をもって、登録手続きは完了する。

第3条（顧客紹介料）

- 乙は、甲に対し、顧客が申込を行い利用開始した翌月分から紹介料を支払う。
- 乙が甲に支払う1回線あたりの紹介料は本サービスのプランによって以下の通りとする。

定額通話付SIM50GB	1,000円/月
定額通話付SIM20GB	700円/月
定額通話付SIM5GB	300円/月
データSIM 50GB	500円/月
データSIM 20GB	400円/月
データSIM 7GB	200円/月

- 前第1項から第2項で規定する紹介料の支払いは、甲及びパートナー会員等による原契約の利用料等の支払いが正常に行われていることを条件とし、債務不履行等が発生した場合には、乙は、紹介料を支払わない。
- 弊社が別途定める規定により、パートナー会員から昇格したシニアパートナー会員が上記の紹介料が適用されるのは、シニアパートナー会員に昇格してからの顧客に限る、それ以前に紹介した顧客はパートナー会員の時の紹介料の適用とする。

第4条（パートナーによる顧客紹介料）

- 甲は本サービスの利用を開始した顧客のうちパートナー会員となる意思のある方を紹介し本サービスのパートナー会員とすることができる
- 甲は自らの紹介によるパートナー会員が獲得した顧客が申込を行い本サービスの利用を開始した場合、1回線あたり以下の通りの紹介料を受け取ることができる。
- パートナー紹介顧客が申込を行い利用開始した翌月分からの紹介料を受け取ることができる。

定額通話付S I M 5 0 G B	7 0 0 円／月
定額通話付S I M 2 0 G B	5 0 0 円／月
定額通話付S I M 5 G B	2 0 0 円／月
データS I M 5 0 G B	3 0 0 円／月
データS I M 2 0 G B	3 0 0 円／月
データS I M 7 G B	1 0 0 円／月

4. 前第1項から第3項で規定する紹介料の支払いは、甲及びパートナー会員等による原契約の利用料等の支払いが正常に行われていることを条件とし、債務不履行等が発生した場合には、乙は、紹介料を支払わない。
5. 甲が紹介したパートナー会員が登録より3ヶ月間で別途弊社の定める規定を満たした場合、パートナー会員からシニアパートナー会員に昇格するものとする。尚、昇格した会員がパートナー会員の時に紹介した顧客に対しての紹介料はそのまま継続するものとし、昇格後の紹介料は支払われないものとする。

第5条（紹介料の支払方法）

1. 紹介料は、月末締め翌月20日払いとする、但し当日が銀行の休業日である場合は翌営業日とする。
2. 乙から甲に支払う紹介料は甲名義の指定の銀行口座に振り込んで支払うものとする、振込手数料は甲が負担するものとする。
3. 前項に係らず、乙は、甲の原契約利用料金より紹介料を相殺できるものとし、相殺後なお紹介料の残高がある場合は乙から甲に支払う紹介料が3,000円に満たない場合は、翌月以降に持ち越すものとする。

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は登録完了の日から1年とする、但し甲乙いずれか一方から特段の意思表示がない場合、同一内容にて更には1年延長されるものとし、以降も同様とする。

第7条（原契約の当事者）

本規約は甲が乙に顧客等を紹介する目的のための規約であり、甲は原契約の当事者にはならない。

第8条（秘密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本件業務の遂行のため相手方より情報の提供を受けた技術又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報（以下「秘密情報」という）を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
2. 甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けなければならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではない。
4. 甲及び乙は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の使用の目的の範囲でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面（電子メールを含む）による承諾を受けるものとする。

第9条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 重大な過失又は背信行為があった場合

- (2) 支払停止、支払不能又は債務超過に陥ったとき
- (3) 強制執行、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分又は競売を受けたとき
- (4) 手形又は小切手が不渡りになったとき
- (5) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立があったとき
- (6) 監督官庁から営業の許可、登録の取消し又は停止処分を受けたとき
- (7) 営業の廃止、変更、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
- (8) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

- 2. 甲又は乙は、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3. 本契約を中途解約する場合は、解約の1ヶ月前までに甲又は乙の書面による申し出により解約できるものとする。

第10条（反社会的勢力排除）

1. 甲及び乙は、現在、自ら及び自らの役員（事実上の役員、実質的に経営権を有するものを含む）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という）
- ②反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、前各項に違反し、またはその恐れがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

4. 甲及び乙は、相手方が前3条の何れかに違反した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

5. 前項の規定により、甲または乙が、本契約を解除した場合には、契約を解除した側は、これによる損害を賠償する責を負わない。

第11条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。